

# スポーツ立国戦略

## —スポーツコミュニティ・ニッポン—

平成22年8月26日  
文部科学省

## 目 次

はじめに.....	1
I. スポーツ立国戦略の目指す姿.....	2
II. 基本的な考え方.....	3
III. 5つの重点戦略の目標と主な施策.....	6
1. ライフステージに応じたスポーツ機会の創造.....	6
2. 世界で競い合うトップアスリートの育成・強化.....	10
3. スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出.....	13
4. スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上.....	16
5. 社会全体でスポーツを支える基盤の整備.....	18
IV. スポーツ立国戦略実現のための国の体制整備と今後の進め方.....	19
1. スポーツ振興財源の効率的な活用.....	19
2. 国の総合的なスポーツ行政推進のための組織の在り方.....	19
3. スポーツ基本法などの関連法制の整備.....	20
4. 今後の進め方.....	20

参考資料：スポーツ立国戦略の策定に向けたヒアリングの主な意見概要

## はじめに

スポーツは、世界の人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすものであり、言語や生活習慣の違いを超え、人類が共同して発展させてきた世界共通の文化の一つである。

また、スポーツは、人格の形成、体力の向上、健康長寿の礎であるとともに、地域の活性化や、スポーツ産業の広がりによる経済的効果など、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で欠かすことのできない存在である。

文部科学省では、現在の「スポーツ振興法」を見直し、新たにこれに代わる「スポーツ基本法」の検討を視野に入れ、今後の我が国のスポーツ政策の基本的な方向性を示す「スポーツ立国戦略」の策定に向けた検討を進めてきた。

検討に当たっては、スポーツが国民の一人一人の生活に密接なものであることを踏まえ、現場で活躍するアスリート、指導者、有識者をはじめ、スポーツ団体や企業、地方公共団体におけるスポーツ行政担当者や地域スポーツクラブ関係者など、幅広くスポーツに携わる方々との意見交換を重ねながら、現代のスポーツを巡る様々な課題を点検してきた。

こうした検討の経緯を踏まえ、本戦略は、我が国の「新たなスポーツ文化の確立」を目指し、

- 人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視
- 連携・協働の推進

を「基本的な考え方」として、それらに導かれる今後概ね10年間で実施すべき5つの重点戦略、政策目標、重点的に実施すべき施策や体制整備の在り方などをパッケージとして示した広範囲をカバーするものとなっている。

文部科学省は、本戦略に掲げる施策を総合的かつ積極的に推進し、我が国の一層のスポーツ振興に取り組むことにより、スポーツ立国の実現を目指す。

本戦略の策定を機に、より多くの人々がスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、そしてスポーツを育てることを通じて、スポーツの持つ多様な意義や価値が社会全体に広く共有され、我が国の「新たなスポーツ文化」が確立されることを切に期待する。

## I. スポーツ立国戦略の目指す姿

### 新たなスポーツ文化の確立

- スポーツは、私たちの「こころ」と「からだ」の健全な発達を促し、人生をより充実したものとするとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与する世界共通の人類の文化の一つである。
- スポーツはその活動自体、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえ、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値を有する。このため、生涯にわたり主体的にスポーツに親しむことのできる地域社会をつくることは幅広い世代の人々にとって大きな意義のあるものである。
- また、スポーツは社会的に次のような多様な意義を有しており、少子高齢社会を迎え、様々な課題に対峙しなければならない我が国にとって、スポーツの振興は、従前にも増して国や地方公共団体、スポーツ団体の重要な責務となっている。
  - ・ コミュニケーション能力やリーダーシップの育成、克己心やフェアプレイ、チームワークの精神の涵養等、自然体験活動を通じた豊かな人間性の育成により、青少年の心身の健全な発達に資する。
  - ・ スポーツを通じた交流は、地域の一体感や活力を醸成し、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生につながる。
  - ・ スポーツ振興によるスポーツ産業の広がりや、新たな需要と雇用を生み、我が国の経済成長に資するとともに、スポーツによる国民の心身の健康の保持増進は、医療・介護費抑制等の経済的効果を生む。
  - ・ スポーツの国際交流は、言語や生活習慣の違いを超え、同一のルールの下で互いに競い合うことなどにより、世界の人々との相互の理解を促進し、国際的な友好と親善に資する。
  - ・ 国際競技大会などにおける日本人選手の活躍は、我々に日本人としての誇りと喜び、夢と感動を与え、国民の意識を高揚させ、社会全体の活力となるとともに、国際社会における我が国の存在感を高める。
- これまでもスポーツの意義や価値は、スポーツ関係者はもとより、多くの人々から指摘されてきており、政府としてもスポーツ振興のための取組を進めてきたところであるが、本戦略においては、さらに、今後概ね10年間を見据え、「新しい公共」の理念の下、各々の興味・関心、適性等に応じて現状よ

りさらに多くの人々が様々な形態（する、観る、支える（育てる））でスポーツに積極的に参画できる環境を実現することを目指している。

- そのため、本戦略では、トップスポーツと地域スポーツを一体的に捉え、トップスポーツと地域スポーツが互いに支え合う「好循環」を生み出すことなどを掲げている。

トップスポーツで培ったアスリートの技術・経験や人間的な魅力、スポーツ医・科学の研究成果等を地域スポーツに還元し、スポーツのすそ野を広げるとともに、その中で新たに発掘された才能をスポーツ医・科学研究を活かして体系的に育成・強化することにより、地域からの新たなトップアスリートの輩出も期待できる。

- 本戦略は、このような取組を通じて、スポーツの意義や価値が広く国民に共有され、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち、互いに支え合う「新たなスポーツ文化」を確立することを目指すものである。

## II. 基本的な考え方

本戦略では、Iで示した「スポーツ立国戦略の目指す姿」を実現するため、

### 1. 人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視

#### 2. 連携・協働の推進

の基本的な考え方のもと、実施すべき5つの重点戦略として、

- (1) ライフステージに応じたスポーツ機会の創造
- (2) 世界で競い合うトップアスリートの育成・強化
- (3) スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出
- (4) スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上
- (5) 社会全体でスポーツを支える基盤の整備

を掲げることとする。基本的な考え方は次の通りである。

### 1. 人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視

- スポーツを通じて幸福で豊かな生活を実現することは、すべての人々に保障されるべき権利の一つである。各人の自発性のもと、各々の興味・関心、適性等に応じて安全かつ公正な環境のもとで、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参画する機会が確保されなければならない。
- こうした観点から、スポーツを実際に「する人」だけではなく、トップレベルの競技大会やプロスポーツの観戦など、スポーツを「観る人」、そして指導

者やスポーツボランティアといったスポーツを「支える（育てる）人」に着目し、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境をハード（施設等）、ソフト（プログラム・指導者等）の両面から整備する。

- 具体的には、地域における人々のスポーツ機会の確保・充実を図るとともに、豊かなスポーツライフを実現する基礎となる学校体育・運動部活動の充実に取り組む。また、世界で活躍するトップアスリートが安心して競技に専念できる環境の整備や、トップアスリート・指導者・審判員等に対し、必要なサポートを提供する。さらに、国際競技大会の招致・開催を積極的に支援する。
- 我が国のスポーツの普及及び競技水準の向上において重要な役割を担うスポーツ団体の運営は、スポーツを行うアスリートや指導者等の個人にとって大きな影響がある。また、スポーツ界には、国費はもとより、スポーツ振興基金・スポーツ振興くじ助成など多額の公的な資金が投入されている。スポーツ界にはこれら財源をアスリート等の育成・強化やスポーツの普及のために効果的・効率的に活用する責任と、公的な資金を受給するのにふさわしい団体のガバナンスが求められる。
- このため、国はスポーツ団体等と連携・協力し、団体のガバナンス強化、紛争解決システムの整備、ドーピング防止活動等を通じて、透明性の高い公平・公正なスポーツ界を実現する。

## **2. 連携・協働の推進**

- スポーツを普及・定着させ、スポーツを人々にとって身近なものとするためには、地域スポーツクラブ、学校、地方公共団体、スポーツ団体、企業などが組織の違いを超えて連携することにより、トップスポーツと地域スポーツの垣根をなくし、人材の好循環を生み出すことが必要である。
- すなわち、トップアスリートが有する優れた技や人間的な魅力とスポーツを通じて培ったコミュニケーション能力やマネジメント能力を積極的に地域に還元することにより、青少年を含む人々のスポーツへの参加意欲を高め、地域から新たな才能が発掘されることが期待できる。このような人材の好循環を形成することにより、スポーツのすそ野が拡大し、トップの伸長にも寄与するであろう。
- このための具体的な方策として、拠点となる総合型地域スポーツクラブ（「拠点クラブ」）に引退後のトップアスリートを配置し、地域住民に質の高いスポーツサービスを提供したり、学校体育の外部指導者として派遣したりすること

などを積極的に進める。また、競技により培ったトップアスリートの技能が社会に還元されるよう、キャリア形成のための奨学金の給付、企業や総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）等への紹介・斡旋などを一体的に行う新たなシステムの構築を検討する。

- また、我が国のスポーツ界全体の向上という観点からは、優れた技術・能力・施設を有する組織には、自らの組織にのみ目を向けるのではなく、それらを他者に開放し、互いに共有・活用しあう姿勢が求められる。このため、地域スポーツクラブ、学校、地方公共団体、スポーツ団体、企業などスポーツ界の横断的な連携を強化し、スポーツ界が一丸となってスポーツ振興に取り組む体制を構築することが必要である。
- さらに、スポーツは世界共通の人類の文化の一つであり、現在、国際競技大会をはじめとする世界的な規模でのスポーツ交流が活発に行われている。このような交流を通じて、多くの日本人が積極的に諸外国の人々と広く国際的に連携・協働することは、我が国に対する理解を深め、友好的な関係を構築するとともに、スポーツ界における我が国の存在感を高めることにもつながる。
- 一方、スポーツは、地域住民の結びつきを強め、地域の一体感を生み、ソーシャルキャピタル（社会関係資本）の形成に大きく貢献するものである。現在、推進している総合型クラブ等を通じて、互いに顔の見える家族や社会とのつながりの中で住民同士が連携・協働することにより、スポーツを主体的に楽しむことができる地域スポーツ環境の整備を進める。
- その際、これまでの行政による無償の公共サービスから脱却し、地域住民が出し合う会費や寄附により自主的に運営する NPO 型のコミュニティスポーツクラブが主体となった「新しい公共」を形成することを進める。
- また、このようなスポーツを基盤とする「新しい公共」の形成への参画を促すためには、人々が広くスポーツの持つ意義や価値を共有することが必要である。このため、公的な資金に支えられて活動しているトップアスリート・指導者が、自らの活動内容や成果を直接人々に訴えかける機会を設けるなど、スポーツ界自身が積極的に社会貢献や説明責任を果たす取組を進める。また、人々のスポーツへの興味・関心を高めるための国民運動の積極的な展開や広くスポーツに対する寄附を促す税制措置の検討等を行う。

### Ⅲ. 5つの重点戦略の目標と主な施策

#### 1. ライフステージに応じたスポーツ機会の創造

##### 【目標】

- 国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。
- その目標として、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65パーセント程度）、成人の週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30パーセント程度）となることを目指す。
- 豊かなスポーツライフを実現する基礎となる学校体育・運動部活動の充実を図る。

#### （1）総合型地域スポーツクラブを中心とした地域スポーツ環境の整備

##### 1) トップアスリート等を活用した魅力あるスポーツサービスの提供

地域住民がトップアスリート等と身近に接することにより、子どもから高齢者までがスポーツに興味関心を持ち、スポーツへの参加意欲を高めるとともに、競技力の向上に資するよう、広域市町村圏（日常社会生活の圏域）を目安として、総合型クラブに引退後のトップアスリートなどの優れた指導者を配置し、複数のクラブや学校の運動部活動等を対象に巡回指導を実施するための拠点化に向けた体制を整備する。

また、地域のシンボルスポーツを掲げて、トップアスリート等による地域のジュニアアスリートの育成・強化等に積極的に取り組むクラブを支援する。

##### 2) 「新しい公共」を担うコミュニティスポーツクラブの推進

地域のスポーツクラブにおいて、地域の課題（学校・地域連携、健康増進、体力向上、子育て支援など）の解決も視野に入れて、地域住民が主体的に取り組むスポーツ活動を推進することにより、地域のクラブがスポーツを通じて「新しい公共」を担うコミュニティの拠点（コミュニティスポーツクラブ）として充実・発展していくことを促進する。

##### 3) 地域スポーツを担う人材の養成・活用の充実

総合型クラブをはじめとした地域スポーツの推進を担う指導者やクラブマネージャーを確保するため、スポーツ指導者の実態を踏まえつつ、財団法人日本体育協会（日体協）、財団法人日本レクリエーション協会（日レク協）などのスポーツ団体、体育系大学等が行う指導者や総合型クラブの運営を担う人材の



養成のための取組をより一層促進する。

また、養成された指導者を地域スポーツの様々な場で円滑に活用できるよう、広域スポーツセンター等において、個人情報保護に配慮しつつ、指導者に関するデータの整備と提供を一体的に行うワンストップサービス化のための取組を促進するとともに、地域スポーツの総合的な推進に向けて、体育指導委員の企画・立案等のコーディネーターとしての役割の充実を図る。

#### 4) 身近なスポーツ活動の場の確保

総合型クラブの活動場所をはじめ、地域住民が身近にスポーツに親しみ、交流する場を確保するため、学校体育施設等の既存の施設の有効活用や地域のスポーツ施設の整備を支援する。

#### 5) 学校体育施設の有効活用の推進

学校体育施設の地域との共同利用を促進するため、地域住民が利用しやすい施設づくりの取組を推進するとともに、更衣室を備えたクラブハウスや温水シャワー等必要な施設設備の整備を支援する。

また、休・廃校となった学校体育施設を有効活用するために必要な施設設備の整備を支援する。

#### 6) グラウンドの芝生化の推進

緑豊かなグラウンドで楽しく安全にスポーツに親しめる環境を創り出すため、学校や地域の実態に応じてグラウンドの芝生化を支援する。

#### 7) 安心してスポーツ活動を行うための環境整備

安心してスポーツ活動を行うことができる環境を確保するため、地域スポーツ活動におけるスポーツ障害・事故に備え、保険への加入を促進するとともに、スポーツ医・科学を活用し、日常のスポーツ活動におけるスポーツ障害等を防止するため、啓発活動や指導者の資質の向上を図る。

## (2) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

### 1) 幼児期・学童期の運動・スポーツ指針の策定

子どもに目安をもって運動やスポーツに取り組む習慣を身に付けさせるために、幼児期・学童期の運動・スポーツ指針を策定し、体力向上のために具体的な運動量などの目標値を示す。

## 2) 子どもの体力向上に向けたスポーツ機会の充実等の取組の推進

昭和60年頃から長期的に低下傾向にある子どもの体力を上昇傾向に転じさせ、昭和60年頃の水準に回復させることを目指し、教育委員会や学校等における「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」に基づく子どもの体力向上のための取組を支援するとともに、保護者向けの啓発事業等を実施する。

また、運動・スポーツ指針に則った子どものスポーツ機会を確保するため、総合型クラブやスポーツ少年団と連携し、放課後子ども教室や放課後児童クラブ（「学童保育」）等における活動の中で、子どもに運動やスポーツに親しむ機会を提供する取組を支援する。

## 3) 若者をはじめとした成人のスポーツ参加機会の拡充

スポーツ実施率の低い世代（20代男性、30代女性等）のスポーツ活動を向上させることを目指し、例えば、総合型クラブにおいて、スポーツを通じて若者が交流する場（「スポーツ婚活」など）を設けたり、親子や高齢者がともに参加できるスポーツ教室や大会を開催するなど、スポーツ参加を促進するための取組やその効果について実態把握を行い、優れた取組を支援する。

## 4) 高齢者の体力づくり支援

高齢者が自分の体力の現状を把握できる体力測定の仕組み（体力検定制度）を創設するとともに、高齢者が日常生活において手軽に取り組める運動・スポーツプログラムを開発し、そのプログラムを継続的に実施するよう普及啓発を実施する。

# (3) 学校における体育・運動部活動の充実

## 1) 「小学校体育活動コーディネーター（仮称）」の配置

小学校では体育の専科教員を置いている学校は少なく、指導体制の充実が求められている。このため、小学校全体の体育授業や体育的活動を計画したり、担任とチームティーチングで体育の授業に取り組んだりするとともに、総合型クラブ等地域との連携を図るため、これらを中心となっていく教員等を、「小学校体育活動コーディネーター（仮称）」として配置する。

## 2) 体育授業・運動部活動における外部指導者の充実

平成24年度から中学校で必修となる武道・ダンスの指導の充実を図るとともに、少子化に伴う教員数の減や専門的な指導を行うことができる運動部活動等の指導者の不足を補い、体育の授業や運動部活動の充実を図るため、地域の

スポーツクラブや関係団体等と連携し、児童・生徒の実態に対応して、地域のスポーツ指導者を外部指導者として学校に受け入れることを推進する。

### 3) 新学習指導要領の円滑な実施による体育授業の充実

小・中学校の体育・保健体育の授業時数の増加や、小学校低学年からの体づくり運動の実施、中学校における武道・ダンスの必修化など、新学習指導要領を円滑に実施できるよう、必要な条件整備を行う。特に、平成24年度からの中学校における武道・ダンスの必修化に向けて、必要となる施設・用具・指導者の充実を図る。

また、子どもの体力の低下傾向や、積極的に運動する子どもとそうでない子どもに二極化している傾向を踏まえ、スポーツ医・科学を活用し、心身の発達段階に応じた指導の充実を図る。

### 4) 体育・保健体育のデジタル教材の作成・配布

体育・保健体育の実技については、現在教科書が作成されていないが、児童生徒に学習内容の着実な定着を図る観点から、教員の実技指導を支援するとともに、児童生徒に模範となる実技をヴィジュアルに示すため、体育・保健体育のデジタル教材を作成し、公表するとともに全国の学校に配布する。

### 5) 中学生・高校生のスポーツ機会の充実

生徒のスポーツ機会を充実する観点から、全国中学校体育大会や全国高等学校総合体育大会（インターハイ）などの大会について、地域のスポーツクラブで活動する生徒や複数校で組織するチームなどに参加資格を認めたり、地域のクラブの大会との交流を実施したりすることについて、主催する団体における検討を促す。

### 6) 安心して学校におけるスポーツ活動を行うための環境整備

体育の授業や運動部活動など、学校におけるスポーツ活動を安心して行うことができる環境を確保するため、地域の医療機関などの専門家等との連携により、スポーツ医・科学を活用した安全の確保やスポーツ障害の早期発見・予防に関する参考資料の作成及び教員・指導者等に対する研修の充実を図る。

## 2. 世界で競い合うトップアスリートの育成・強化

### 【目標】

- 世界の強豪国に伍する競技力向上を図るため、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な強化体制を構築する。
- 今後の夏季・冬季オリンピック競技大会について、それぞれ過去最多（夏季37（アテネ）、冬季10（長野））を超えるメダル数の獲得を目指す。また、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会において、過去最多（オリンピック競技大会では、夏季52（北京）、冬季25（ソルトレークシティ））を超える入賞者数を目指す。さらに、将来を見据えた中・長期的な強化・育成戦略を推進する観点から、各ジュニア選手権大会のメダル獲得数の大幅増を目指す。
- トップアスリートがジュニア期から引退後まで安心して競技に専念することができる環境を整備する。
- 国際競技大会等を積極的に招致・開催し、競技力向上を含めたスポーツの振興、地域の活性化等を図る。

### (1) トップアスリート・指導者等の多様な活躍の支援

#### 1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化

今後の夏季・冬季オリンピック競技大会等を目指して、①スポーツ医・科学サポート、競技用具の開発等による多方面からの高度な支援（マルチ・サポート）の戦略的な実施、②ナショナルコーチ等の配置、③各都道府県や競技団体による才能あるジュニアアスリートの発掘（タレント発掘）をはじめとする競技者育成プログラムに基づく一貫指導体制の促進等により、ジュニア期からの中・長期的な強化・育成戦略の実施を推進する。

国民体育大会については、ジュニアアスリートからトップアスリートまで、国際レベルを目指すアスリートが競う国内トップレベルの総合競技大会として、将来性豊かなアスリートの発掘・育成の場となるよう充実する。

#### 2) トップアスリート・指導者・審判員等の海外研さん支援の充実

国際スポーツ界における我が国の貢献度や存在感を高めるため、トップアスリート、指導者の海外研さんに対する支援を充実するとともに、国際競技大会や国際競技連盟での活躍が期待される審判員、医師、専門スタッフ等についても海外研さんの機会を設ける。

## (2) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築

### 1) 大学を活用した分散型強化・研究活動拠点ネットワークの構築

高度な練習施設や研究活動を通じてトップアスリートの競技力向上に貢献している大学を「分散型強化・研究活動拠点」と位置づけ、ナショナルトレーニングセンター、国立スポーツ科学センター（JISS: Japan Institute of Sports Sciences）、中央競技団体（NF: National Sports Federation）等とのネットワーク化を図ることなどにより、国全体として戦略的にトップアスリートのための強化・研究活動を行う体制を構築する。

また、競技力向上の取組のみならず、大学による総合型クラブの運営や地元ジュニア育成活動などの地域貢献活動も支援する。

### 2) 国立スポーツ科学センター（JISS）の機能強化

独立行政法人日本スポーツ振興センター（NAASH: National Agency for the Advancement of Sports and Health）に、外部有識者等からなる委員会を設け、JISSの活動状況の点検・評価を行い、国際競技力向上、生涯スポーツ、産学連携、国際戦略等の必要な機能強化について検討する。

また、今後、JISSによる高度なスポーツ医・科学の研究成果をスポーツ障害防止などに活用し、人々の日常のスポーツ活動に広く還元できる方策を検討する。

### 3) ナショナルトレーニングセンターの在り方の検討

今後のナショナルトレーニングセンターの在り方（競技別強化拠点の集約化及び活用促進、海外拠点の設置、新たなセンターの設置、冬季競技等に関する国民体育大会施設の拠点化、パラリンピアンの利用等）について、それぞれのメリット、デメリット、実現可能性等について、日体協、財団法人日本オリンピック委員会（JOC: Japanese Olympic Committee）、NF等の意向も踏まえながら検討する。

## (3) トップアスリートが安心して競技に専念できる環境の整備

### 1) ジュニア期から引退後までのキャリア形成支援と社会貢献の推進

引退後のトップアスリートの能力を社会全体で有効に活用できるよう、キャリア形成奨励金を一定期間支給し、大学院進学等を支援する。受給者には、総合型クラブ・学校等における社会貢献活動や、自らの活動内容及び成果を直接人々に訴えかける活動の実施を義務づける。

また、ジュニアアスリートに対するキャリアデザインの重要性等についての

啓発活動を支援するとともに、大学院の機能を活用したキャリア形成のためのプログラム開発を支援する。

## 2) 女性アスリートが活躍しやすい環境の整備

女性アスリートについて、出産・育児後に競技活動を継続するための円滑な現役復帰トレーニング方法の開発、女性アスリート特有のニーズを踏まえた医・科学サポート等を実施できる女性スタッフ等の積極的登用などを行い、出産・育児等と競技活動の両立を支援する。

## 3) 強化活動に貢献した企業への表彰等の実施

トップアスリートの強化活動に多大な貢献をしている企業スポーツを側面的に支援するため、新たに、オリンピックメダリストの輩出等に貢献した企業に対する表彰等を行うとともに、企業チームに対する経営・広報等の専門的なサポートを実施する。

## 4) 障害者スポーツとの連携強化

パラリンピックなどの競技性の高い障害者スポーツについて、将来的なオリンピックなどのトップスポーツとの一体的支援を見据え、厚生労働省と連携しつつ、障害者スポーツに関するスポーツ医・科学研究を推進するとともに、強化拠点の在り方についても検討を行う。

# (4) その他の国際競技力向上策

## 1) 国際競技大会の招致・開催支援、スポーツ・ツーリズムの促進

関係省庁、地方公共団体、JOC、NF等と連携し、国際競技大会の招致・開催や各国の代表選手等の合宿の誘致への支援を積極的に行い、競技力向上を含めたスポーツの振興や地域の活性化等を図る。

また、訪日外国人による稽古見学・武道体験等の機会を設けるなど、観光庁等と連携しつつ、スポーツ・ツーリズムを促進する。

## 2) ドーピング検査体制・防止活動の充実

我が国の国内ドーピング防止機関である財団法人日本アンチ・ドーピング機構との連携を図りつつ、国際的な水準のドーピングに関する検査・調査体制の充実を図るとともに、血液ドーピング等のドーピング検査技術・機器の研究開発を促進する。

また、教育・研修、普及啓発等のドーピング防止活動についても充実を図る。

### 3. スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出

#### 【目標】

- トップスポーツと地域スポーツの好循環を創出するため、広域市町村圏（全国300箇所程度）を目安として、拠点となる総合型クラブ（「拠点クラブ」）に引退後のトップアスリートなどの優れた指導者を配置する。
- 学校と地域の連携を強化し、人材の好循環を図るため、学校体育・運動部活動で活用する地域のスポーツ人材の拡充を目指す。

#### （1）トップスポーツと地域スポーツの好循環の創出

##### 1) トップアスリート等が地域スポーツの場で活躍できる体制の整備

トップアスリート等がセカンドキャリアとして、地域スポーツの推進や次世代アスリートの育成の役割を担うことができるよう、広域市町村圏を目安として、総合型クラブに引退後のトップアスリートなどの優れた指導者を配置し、複数のクラブや学校の運動部活動等を対象に巡回指導を実施するための拠点化に向けた体制を整備する。

また、地域のシンボルスポートを掲げて、トップアスリート等による地域のジュニアアスリートの育成・強化等に積極的に取り組むクラブを支援することを通じて、トップスポーツと地域スポーツにおける人材の好循環を実現する。（再掲）

##### 2) 「小学校体育活動コーディネーター（仮称）」の配置

小学校では体育の専科教員を置いている学校は少なく、指導体制の充実が求められている。このため、小学校全体の体育授業や体育的活動を計画したり、担任とティームティーチングで体育の授業に取り組んだりするとともに、総合型クラブ等地域との連携を図るため、これらを中心となっていく教員等を、「小学校体育活動コーディネーター（仮称）」として配置する。（再掲）

##### 3) 体育授業・運動部活動における外部指導者の充実

平成24年度から中学校で必修となる武道・ダンスの指導の充実を図るとともに、少子化に伴う教員数の減や専門的な指導を行うことができる運動部活動等の指導者の不足を補い、体育の授業や運動部活動の充実を図るため、地域のスポーツクラブや関係団体等と連携し、地域のスポーツ指導者を外部指導者として学校に受け入れることを推進する。（再掲）

##### 4) ジュニア期からの戦略的支援の強化

各都道府県や競技団体による才能あるジュニアアスリートの発掘（タレント発掘）を推進し、ジュニア期からのアスリート育成のための中・長期的な強化・育成戦略の実施を支援する。（再掲）

## 5) ジュニア期から引退後までのキャリア形成支援と社会貢献の推進

引退後のトップアスリートの能力を社会全体で有効に活用できるよう、キャリア形成奨励金を一定期間支給し、大学院進学等を支援する。受給者には、総合型クラブ・学校等における社会貢献活動や、自らの活動内容及び成果を直接人々に訴えかける活動の実施を義務づける。

また、ジュニアアスリートに対するキャリアデザインの重要性等についての啓発活動、大学院の機能を活用したキャリア形成のためのプログラム開発等を支援する。(再掲)

## 6) スポーツキャリア形成支援のためのワンストップサービスの実現

トップアスリートが現役時に形成したスポーツキャリアを引退後においても様々な場面で社会全体に還元するため、①引退後の奨学金等による支援、②トップアスリートへのキャリア形成支援、③トップアスリートの企業、総合型クラブ、学校等への紹介・斡旋などを一体的に実施するスポーツキャリア形成支援のためのワンストップサービスを実現する。

## (2) スポーツ界の連携・協働の促進

### 1) 大学を活用した分散型強化・研究活動拠点ネットワークの構築

高度な練習施設や研究活動を通じてトップアスリートの競技力向上に貢献している大学を「分散型強化・研究活動拠点」と位置づけ、ナショナルトレーニングセンター、JISS、NF等とのネットワーク化を図ることにより、国全体として戦略的にトップアスリートのための強化・研究活動を行う体制を構築する。

また、競技力向上の取組のみならず、大学による総合型クラブの運営や地元のジュニア育成活動などの地域貢献活動も支援する。(再掲)

### 2) 国立スポーツ科学センター（JISS）の機能強化

NAASHに、外部有識者等からなる委員会を設け、JISSの活動状況の点検・評価を行い、国際競技力向上、生涯スポーツ、産学連携、国際戦略等の必要な機能強化について検討する。

また、今後、JISSで開発された高度なスポーツ医・科学の研究成果をスポーツ傷害防止などに活用し、人々の日常のスポーツ活動に広く還元できる方策を検討する。(再掲)



### 3) 学校体育施設の有効活用の推進

学校体育施設の地域との共同利用を促進するため、地域住民が利用しやすい施設づくりの取組を推進するとともに、更衣室を備えたクラブハウスや温水シャワー等必要な施設設備の整備を支援する。

また、休・廃校となった学校体育施設を有効活用するために必要な施設設備の整備を支援する。(再掲)

### 4) スポーツ団体の連携体制の構築

トップスポーツと地域スポーツの好循環を創出するため、日体協、JOC、日レク協、NF 及び都道府県・市区町村のスポーツ団体等における具体的な連携のための方策と支援の在り方について検討する。

### 5) スポーツに関する国際交流・協力の推進

スポーツを通じた国際的な相互交流を推進するため、ジュニア世代の競技会や市民レベルのスポーツ大会等への派遣・受入れを行う。

また、諸外国のスポーツ振興に資するよう、海外からスポーツ指導者を受け入れ、我が国におけるスポーツ振興の取組等に関する研修の機会を提供するとともに、我が国のスポーツ指導者を海外に派遣し、現地で指導する機会を設ける。

## 4. スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上

### 【目標】

- スポーツ団体のガバナンスを強化し、団体の管理運営の透明性を高めるとともに、スポーツ紛争の迅速・円滑な解決を支援し、公平・公正なスポーツ界を実現する。
- ドーピングのないクリーンで公正なスポーツ界を実現する。

### 1) スポーツ団体の組織運営に関するガイドラインの策定等

これまで一部のスポーツ団体のガバナンスの在り方に疑問や批判の声が寄せられてきたが、このような問題は国民にスポーツ団体全体に対する疑問を喚起させ、信頼を失わせる危険性もある。

このため、スポーツ団体の代表、学識経験者等による有識者会合を設置し、団体の組織運営体制の在り方についての指針となるガイドラインを策定するとともに、日体協やJOCなどの統括団体の果たすべき役割に留意しつつ、ガイドラインに基づく体制整備の状況を国庫補助やスポーツ振興基金・スポーツ振興くじ助成の内容等に反映する。

また、団体への助成の減額・不交付が長期化した場合に備え、アスリート個人に対するセーフティネットも整備する。

なお、青少年の健全育成などスポーツ団体の果たすべき社会的責任やスポーツに対する人々の高い関心から、問題事例が生じた場合、国が直接問題の解決を図るよう求める声が強い。一方、制度上、国のスポーツ団体への直接的な関与は限定的である。

このため、スポーツの自主性の尊重と国の関与の在り方のバランスをどのように図るべきか実体面、制度面などあらゆる角度から検討する。

### 2) 公平・公正なスポーツ団体の運営の確保

スポーツ団体に対しガイドラインに基づく組織運営の体制整備の状況を積極的に公表することを促すとともに、アスリートや指導者等が公平・公正な環境のもとでスポーツ活動を行うことができるよう、団体の運営にアスリートの意見を反映する仕組みの導入や女性の団体役員等への積極的な登用を推進する。

また、問題事例が発生した場合において、公平・公正の観点から、団体の運営状況を外部からチェックする仕組みを設けることについて調査研究を行う。

### 3) スポーツ団体のマネジメント機能強化の推進

スポーツ団体のマネジメント機能の強化につなげるため、例えば、団体間の連携を図りつつ、共通する事務を共同で処理するための取組や、外部有識者等

による団体の円滑な運営のための助言（コンサルティング）を受けるなどの取組を推進する。

#### 4) スポーツ紛争の迅速・円滑な解決支援

JOC、日体協に加盟しているスポーツ団体等に対し、スポーツ仲裁自動受託条項の採択をはじめとしたスポーツ紛争の迅速・円滑な解決のための取組を求めるとともに、スポーツ紛争の迅速・円滑な解決支援のための体制整備を図るため、紛争解決手続に関する団体・アスリート等の理解増進、仲裁人・調停人の人材育成等、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構の機能強化を支援する。

#### 5) ドーピング検査体制・防止活動の充実

我が国の国内ドーピング防止機関である（財）日本アンチ・ドーピング機構との連携を図りつつ、国際的な水準のドーピングに関する検査・調査体制の充実を図るとともに、血液ドーピング等のドーピング検査技術・機器の研究開発を促進する。

また、教育・研修、普及啓発等のドーピング防止活動についても充実を図る。  
(再掲)

## 5. 社会全体でスポーツを支える基盤の整備

### 【目標】

地域スポーツ活動の推進により「新しい公共」の形成を促すとともに、国民のスポーツへの興味・関心を高めるための国民運動の展開や税制措置等により、社会全体でスポーツを支えるための基盤を整備する。

#### 1) 「新しい公共」を担うコミュニティスポーツクラブの推進

地域のスポーツクラブにおいて、地域の課題（学校・地域連携、健康増進、体力向上、子育て支援など）の解決も視野に入れて、地域住民が主体的に取り組むスポーツ活動を推進することにより、地域のクラブがスポーツを通じて「新しい公共」を担うコミュニティの拠点（コミュニティスポーツクラブ）として充実・発展していくことを促進する。（再掲）

#### 2) 地域スポーツ活動支援のための環境整備等

地域のスポーツ活動全般及び総合型クラブの創設や運営、活動を効率的に支援するために必要な広域スポーツセンターに対する機能強化のための取組の推進や総合型クラブ育成率の低い自治体の取組、スポーツ・レクリエーション大会の開催等を支援する。

#### 3) 「スポーツ・プロモーション・ムーブメント（仮称）」の展開

スポーツ振興基金・スポーツ振興くじの仕組み等を活用した寄附文化の醸成など、人々のスポーツへの興味・関心を高めるための国民運動（企業・スポーツ団体・NPO 法人・国民等を巻き込んだ「スポーツ・プロモーション・ムーブメント（仮称）」）を展開し、オリンピック・ムーブメントと連携しつつ広く社会全体でスポーツを支える機運を高める。

#### 4) 「新しい公共」の形成を促進するための寄附税制等の税制措置の検討

「新しい公共」の形成を担う総合型クラブの取組や「新しい公共」の形成を支援する企業等のスポーツを支える取組を促進するため、寄附税制等の税制措置を検討する。

#### 5) スポーツ分野における顕彰制度等の拡充

スポーツ文化の形成に資するため、スポーツの意義や価値を評価し、スポーツ分野において文化の向上発達に関し特に功績顕著な者等について、積極的な顕彰の在り方を検討する。

また、新たに、オリンピックメダリストの輩出等に貢献した企業等の団体も表彰する。さらに、将来的課題として、スポーツの振興に関して功績が極めて顕著な者について優遇顕彰するための荣誉機関やスポーツ遺産の保存・継承についての調査検討を行う。

## IV. スポーツ立国戦略実現のための国の体制整備と今後の進め方

スポーツの振興は、スポーツ界の自主性が尊重されるべきであり、国は、スポーツ振興を支える民間のスポーツ団体・関係者等との健全なパートナーシップの下、連携・協働して我が国のスポーツ振興に取り組むことが肝要である。

このため、統括団体である日体協、JOCをはじめとするスポーツ団体のスポーツ振興に向けた主体的な取組を期待するとともに、国としては、以下のような方向性で財源、組織、法令等の整備に取り組むこととする。

### 1. スポーツ振興財源の効率的な活用

本戦略の推進に当たっては、スポーツ振興のための財源確保が重要である。このため、寄附文化の醸成を通じたスポーツ振興基金の原資拡充やスポーツ振興くじの売上げ向上により、スポーツ振興財源を確保するとともに、国費、スポーツ振興基金・スポーツ振興くじ助成の役割分担を明確にし、それぞれの充実を図るとともに、これらの財源を効果的かつ効率的に活用する。

具体的には、国費では国として責任を持って実施する施策（ナショナルチームの強化、地域スポーツの基盤整備、学校体育の充実等）を実施するとともに、基金助成とくじ助成は「スポーツ振興助成（仮称）」として一元化する。

また、スポーツ振興くじについては、スポーツ振興の貴重な財源として、有効に活用するとともに、スポーツを支える資金であることを国民に広く周知する。

さらに、基金は安定的な財源として個人への継続的な助成に充てるなど、財源の使途や配分等の在り方を検討し、制度の見直しを図る。

### 2. 国の総合的なスポーツ行政推進のための組織の在り方

#### (1) 総合的なスポーツ行政体制の検討

- ① 現場の視点に立った総合的なスポーツ振興施策を実行するため、関係省庁が相互連携する連絡会議を新設する。
- ② 政府の行政組織の検討の中で、「スポーツ庁」等の在り方について検討する。

#### (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター（NAASH）の支援機能の強化と体制整備

スポーツ界全体の連携・協働に資するよう、NAASHが有する人的資源（研究者等）、物的資源（施設、設備（研究機器、トレーニング機器））、助成機能（スポーツ振興基金助成、スポーツ振興くじ助成）を十分に活用するとともに、相互に連携させ、一体的かつ効率的に業務を推進することができるよう、組織の

在り方を検討する。さらに、スポーツ界への支援のための中心的な機関として、関係者の意見を円滑に反映できるよう、日体協やJOC等のスポーツ界の代表で構成される会議を設けるなどNAASHの体制を整備する。

### 3. スポーツ基本法などの関連法制の整備

#### (1) スポーツ基本法の検討

スポーツ振興法を半世紀ぶりに見直し、新しい政策の拠り所となる「スポーツ基本法」を検討する。

#### (2) 関連法制の見直しの検討

スポーツ基本法の検討や振興財源の見直し等に伴い、独立行政法人日本スポーツ振興センター法、スポーツ振興投票の実施等に関する法律等についても必要な見直しを行う。

### 4. 今後の進め方

今後、本戦略を踏まえ、「スポーツ基本法」等の検討に取り組むとともに、短期的に実現すべき施策については、財政運営戦略を踏まえた平成23年度の概算要求や、スポーツ振興くじ・スポーツ振興基金の助成内容に反映させる。

また、中長期的に取り組むべき施策については、今後新たに策定するスポーツ振興基本計画において具体的な実施計画を示すこととする。

# 参 考 资 料

## 目 次

I. スポーツ立国戦略の策定に向けたヒアリング調査概要	1
II. ヒアリング・現地調査先一覧	2
III. スポーツ立国戦略策定に向けたヒアリングの主な意見概要	4



# I. スポーツ立国戦略の策定に向けたヒアリング調査概要

## 1 有識者等からのヒアリング調査(14名 11団体)

開催回	日時	出席者・団体
第1回	平成22年3月10日(水)	朝原宣治氏、平尾誠二氏、古田敦也氏
第2回	平成22年4月6日(火)	(財)日本体育協会 (財)日本オリンピック委員会 (財)日本レクリエーション協会 (社)全国体育指導委員連合 (財)日本武道館
第3回	平成22年4月9日(金)	(財)日本中学校体育連盟 (財)全国高等学校体育連盟 全国体育系大学学長・学部長会 (財)日本障害者スポーツ協会 (一財)日本スポーツ仲裁機構
第4回	平成22年4月14日(水)	岡部哲也氏、河合純一氏、宮嶋泰子氏、 山下泰裕氏、山田満知子氏
第5回	平成22年4月20日(火)	勝田隆氏、久野譜也氏、黒須充氏、 齋藤健司氏、高橋義雄氏、山口泰雄氏、 (財)日本アンチ・ドーピング機構

## 2 現場に出向いてのヒアリング調査

(地方公共団体:12地域、企業:7社、学識経験者:11名)

分類	訪問数	調査先
地方公共団体	12地域	北海道、秋田県、東京都、富山県、愛知県、滋賀県、 大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、福岡県、鹿児島 県
企業	7社	(株)ジェイティービー、セントラルスポーツ(株)、 (株)コナミスポーツ&ライフ、日本トップリーグ連 携機構、(株)アルビレックス新潟、(株)ブレイザ ーズスポーツクラブ、大塚製薬(株)
学識経験者	11名	齋藤健司氏(筑波大学)、清水紀宏氏(筑波大学)、 岡出美則氏(筑波大学)、福永哲夫氏(鹿屋体育大学)、 高橋健夫氏(日本体育大学)、辻一郎氏(東北大学)、 柳沢和雄氏(筑波大学)、西嶋尚彦氏(筑波大学)、 南木恵一氏((株)メディアプロ)、横山勝彦氏(同志 社大学)、奥脇透氏(国立スポーツ科学センター)

## Ⅱ. ヒアリング・現地調査先一覧

### 1 地方公共団体(都道府県・市町村)、スポーツ団体、地域クラブ関係者等の調査先

No.	訪問日時	地域	訪問先
1	平成22年2月23日～24日	鹿児島県	南さつま市教育委員会生涯スポーツ課
2	平成22年2月25日～26日	愛知県	愛知県教育委員会体育スポーツ課 NPO法人ソシオ成岩スポーツクラブ 豊根村教育委員会
3	平成22年3月1日～2日	鳥取県	湯梨浜町生涯学習・人権推進課 鳥取県教育委員会スポーツ振興課 鹿の助スポーツクラブ
4	平成22年3月4日～5日	富山県	(財)富山県体育協会 富山県広域スポーツセンター 富山県教育委員会スポーツ・保健課 スポーツクラブ富山 株式会社アピアスポーツクラブ NPO法人こすぎ総合スポーツクラブきらり
5	平成22年3月8日～9日	福岡県	SOUTHクラブ 福岡市市民局文化・スポーツ部 アクション福岡 若松サンシャインスポーツクラブ
6	平成22年3月9日	秋田県	秋田県スポーツ科学センター 秋田県教育庁保健体育課
7	平成22年3月11日	北海道	(株)札幌ドーム
8	平成22年3月15日～16日	和歌山県	和歌山県教育委員会生涯学習局スポーツ課 ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点 (セーリング) 田辺市教育委員会スポーツ振興課 NPO法人くちくまのクラブ「SEACA」
9	平成22年3月18日～19日	滋賀県	東レ株式会社滋賀事業場 滋賀県教育委員会スポーツ健康課 (財)滋賀県体育協会
10	平成22年3月22日～25日	北海道	北海道教育委員会生涯学習推進局文化・スポーツ課 (株)日本ハムファイターズ 札幌市観光文化局スポーツ部 夕張市教育委員会教育課 夕張りゾート株式会社 ゆうばり文化スポーツセンター (地域スポーツクラブ)
11	平成22年4月20日	東京都	NPO法人調和SHC倶楽部
12	平成22年4月24日	徳島県	鳴門市総合型地域スポーツクラブNICE 大塚製薬(株) NPO法人あいずみスポーツクラブ
13	平成22年4月24日	和歌山県	NPO法人くちくまのクラブ「SEACA」 ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点 (セーリング)
14	平成22年4月25日	大阪府	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター (株)ブレイザーズスポーツクラブ

## 2 企業スポーツ・関連企業等

No.	訪問日時	企業等	ヒアリングの主な内容
1	平成22年2月15日	(株)ジェイティービー	スポーツと観光の現状
2	平成22年2月22日	セントラルスポーツ(株)	民間スポーツクラブの現状 (複数種目)
3	平成22年2月25日	(株)コナミスポーツ&ライフ	民間スポーツクラブの現状 (複数種目)
4	平成22年2月25日	日本トップリーグ 連携機構	トップリーグの現状
5	平成22年3月2日～3日	(株)アルビレックス新潟	アルビレックス新潟の現状
6	平成22年3月15日 平成22年4月25日	(株)ブレイザーズスポーツクラブ	地域密着型クラブチームの現状
7	平成22年4月24日	大塚製薬(株)	企業スポーツの現状

## 3 体育系大学等の研究者

(敬称略)

No.	訪問日時	大学等	聴取者	ヒアリングの主な内容
1	平成22年1月27日	筑波大学	齋藤 健司	諸外国におけるスポーツ法の現状
2	平成22年2月18日	筑波大学	清水 紀宏	総合型クラブの現状
3	平成22年2月22日	筑波大学	岡出 美則	学校体育の現状
4	平成22年2月24日	鹿屋体育大学	福永 哲夫	高齢者スポーツの現状
5	平成22年3月1日	日本体育大学	高橋 健夫	青少年スポーツの現状
6	平成22年3月1日	東北大学	辻 一郎	運動による医療費抑制の現状
7	平成22年3月1日	筑波大学	柳沢 和雄	地域クラブマネジメントの現状
8	平成22年3月4日	筑波大学	西嶋 尚彦	子どもの体力・運動能力の現状
9	平成22年3月5日	(株)メディアプロ	南木 恵一	総合型クラブ展開の現状
10	平成22年3月15日	同志社大学	横山 勝彦	スポーツとソーシャルキャピタルの現状
11	平成22年4月19日	国立スポーツ 科学センター	奥脇 透	スポーツ医学の現状

### Ⅲ. スポーツ立国戦略の策定に向けたヒアリングの主な意見概要

#### 1. スポーツの価値、スポーツ庁の設置

- スポーツの「コアバリュー」とは何かというコンセンサスが必要である。スポーツの価値は、子ども達に「やればできる」という達成感を与えること。(有識者)
- スポーツに必要なゲームマネジメント、コミュニケーションスキル、リーダーシップなどは他の分野でも十分に通用するポータブルスキル。スポーツ界は、これらのスキルが社会で活かされるよう努力が必要である。(有識者)
- トップスポーツの公共性や公共資源としての価値をどのように国民にわかりやすく提示していくかという機能も極めて重要であり、スポーツの価値や公共財としての公益性を考えていく機能も重要である。(研究者)
- スポーツの場で学んだことを生活の場で発揮すべき。体を動かすことの楽しさや、出来なかったことが出来るようになる喜び、フェアプレーなど、見えないものを評価することが大事である。(有識者)
- スポーツの文化的自立の観点から、成果の面からのみスポーツを捉えるのではなく、体を動かすこと自体の面白さや楽しさ、自己の可能性への挑戦といったスポーツそのものの持つ価値を評価することが重要である。(研究者)
- 国民のスポーツ要求(「する・みる・支える」)を高め、実際にスポーツをするかどうかにかかわらず、「スポーツ」を大切に社会にしていくことが今後10年間の課題である。(研究者)
- スポーツ立国とは、「More people, More places, そして More medals」が基本理念。スポーツの社会的・経済的・文化的価値等、多様な価値を高めて実施者を増加することが最も優先すべきミッションである。(研究者)
- スポーツクラブは、「ネットワーク理論」の見地からすると、人と人とを結び付け、良い生活習慣を伝播し、スポーツをする幸福感を伝播させる「ソーシャル・キャピタル」としての役割が期待される。(研究者)
- スポーツ庁を設置すべき。これにより、スポーツの価値が再認識され、スポーツの価値の向上につながる。(有識者、研究者、スポーツ団体)
- プレステージとナショナルプライド、すなわち国家の品格をスポーツを通じて上げることがスポーツ立国戦略につながる。(スポーツ団体)
- これまでの研究により、運動が寿命を長くすることや、運動の医療費抑制の効果は確認できているが、スポーツの実施が認知症の予防やQOL(クオリティ・オブ・ライフ)の向上、労働生産性の上昇にどの程度結び付くかといったスポーツの社会的意義を実証する研究はまだなされていない。(研究者)

- スポーツがお金で支配されてきた時代があり、なぜかスポーツ選手が尊重されない。スポーツを勝ち負けで教えるから文化的価値が低い。(有識者)
- スポーツ文化の定着には、①生涯スポーツの充実、②競技力の向上、③生涯スポーツと競技スポーツの連携、の3点が必要である。(スポーツ団体)
- 競技団体・選手間の横のつながりこそ効果的。スポーツ界の一体感が醸成されるよう、競技や選手の枠を超えたネットワークが重要である。(有識者)

## 2. 総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）の現状

- トップスポーツと地域スポーツとを好循環させるために、総合型クラブを活性化し、クラブでアスリートを雇用できる体制を構築すべき。(スポーツ団体)
- 今後の在り方として、総合型クラブの上部にトップチームが存在する、もしくは両者が緩やかに連携する形態が考えられる。総合型クラブにとって魅力を高めることにつながり、トップチームにとってもメンバーフィーを増やせるメリットがある。モデル事業として実施できれば、普及するのではないか。(スポーツ団体)
- ドイツにおいては、スポーツクラブが公共の福祉に大きく貢献。地域住民が世代を超えて集まる極めて公益性の高い場として、地域社会が抱える社会問題や生活課題の解決に大きく寄与する力(「地域課題解決力」)を備えており、我が国の総合型クラブの未来図となるのではないか。(研究者)
- 総合型クラブと企業チームが連携しづらい状況がある。改善するためには、各企業チームがNPO法人化し、法人の活動として総合型クラブへの指導者派遣等を行うスキームをつくるべき。(総合型クラブ)
- 運動部活動(部活)とクラブとの関係を整理し、中学校期におけるスポーツ活動を行う子ども達を減少させないために部活とクラブとの役割を考えるべき。(総合型クラブ)
- 中学校の部活の補完を考え、部活にない種目を中心にプログラムに組んだが、中学生の参加は少ない。中高年層では比較的男性の参加者が少ない。(総合型クラブ)
- 総合型クラブづくりが文部科学省生涯スポーツ課から出てきた関係上、仲間づくりや健康づくりに特化しているようであるが、総合型クラブも競技力向上の観点を視野に入れて育成する支援をしてほしい。(県担当者)
- 会費を安い額で設定(大人500円/月、子ども300円/月)しているため、会費収入が少なく、運営費の確保が困難であるため、各種の補助事業に積極的に手を挙げている。(総合型クラブ)
- 「多種目」、「多世代」はある意味完成型であり、移行するまでの期間として、独自の基準を設ければ、クラブはより一層増えるのではないか。(県担当者)

- 国として次の10年の新しいキーコンセプトを出さなければならない。新しい公共等のコミュニティ形成につながるスポーツ環境の整備やスポーツ実践の在り方を示さなければ新しい政策としての意味がない。(研究者)
- 今後、団塊の世代がリタイアするが、その世代の男性を地域社会にデビューさせなければならない。福祉部局も閉じこもり防止のためのプログラムを提供しているが、メニューが貧弱。文部科学省が推進する総合型クラブで、こうした高齢者向けプログラムを提供することは、健康づくりだけでなく、団塊世代の男性を地域社会にデビューさせるきっかけとしても期待され、有意義である。(研究者)

### 3. スポーツ指導者

- 県内の体育指導委員は約200名いるが、競技経験のある人は半数しかおらず、平均年齢が高い。いかに活性化させるかが今後の課題である。市体協、地域の自治組織である体育振興会、体指の連携を上手く図らないといけない。(県担当者)
- 今、体育指導委員制度をなくすと地方のスポーツはたち行かなくなる。しかし、「社会の変化に伴う体育指導委員の在り方・役割」を今一度考え、地方行政でも考え直し、そのための財源等を検討する時期かもしれない。(研究者)
- スポーツ基本法には、地域スポーツの推進役としての体育指導委員を明確に位置づけて欲しい。(スポーツ団体・総合型クラブ)
- 体育指導委員は、政策立案にも関われる地域のスポーツコーディネーターと謳っているが、中には、ほとんど専門性を持っていない者もある。国において、高度な専門性を擁した指導者を養成し、自治体に配置する制度を作る必要がある。(研究者・総合型クラブ)
- 体育指導委員に地域住民と行政との「コーディネーター役」を求められる中、設置の趣旨やその任務を正しく理解し、適任者を委嘱できる選任システムづくりが必要である。(スポーツ団体・総合型クラブ)
- スポーツの専門化を促進することが重要。スポーツボランティアをコーディネートするボランティアコーディネーターやボランティアリーダーといった専門職が必要である。(研究者)

### 4. 学校体育・運動部活動

(学校体育)

- 日本の学校体育制度は、諸外国と比べても非常に立派。体育の授業時間が確保され、学校体育施設も、どの学校でもグラウンド・体育館・プールがあり、あるいは武道場まである国はまずない。もっと世界にアピールしてよい。日本の体育授業を外国人に見せると、高く評価する。(研究者)

- 学校体育の課題は、小学校は、極端に教師によって学校間・学級間格差があること。小学校に体育の教科書がないことが大きい。体育で教える内容、学びとるべき知識・技能といった部分を明確に示していくことが必要である。(研究者)
- スポーツを文化として捉え、スポーツに関わる知識をきちんと教えていく必要がある。技術、態度、社会的規範、フェアプレー精神、自分の身体が運動するとどうなるか等、知っておくべき知識は多くある。(研究者)
- 小学校に体育専科教員を早期に配置し、小・中・高で一貫した教科体育・保健体育実践プログラムを作成することが必要である。(スポーツ団体)
- 外部指導者の需要は多いものの、予算の関係でつけられない学校が多い。予算の増額をお願いしたい。(県担当者)
- 武道の授業では、技を仕掛ける人と受ける人の2名の指導者が必要であり、外部指導者として、武道指導者の派遣を要望する。(スポーツ団体)
- 大人になってからスポーツを実施するインセンティブは、小学校でスポーツが楽しいと感じるか否かに左右される。子どもの頃からプロ選手に教わる機会があれば楽しいと感じ、スポーツを続けるのではないか。(プロスポーツクラブ)
- 幼稚園にプロ選手を派遣して、巡回指導を行っている。小学校や中学校などでも行いたいと希望しているが、受け入れてもらえない。学校の年間指導計画の作成時に協議させていただく場を設定してほしい。(プロスポーツクラブ)
- 学校体育に関心を持っており、特に武道・ダンスの必修化の動きに注目している。例えば、ダンス授業に関して、ポップミュージックを用いて、子ども達を引きつけるプログラムを提供できるし、学校で子ども達が楽しくスポーツを行うお手伝いができる。(民間スポーツクラブ)

#### (運動部活動)

- 現状の運動部活動は、生涯スポーツの場と競技スポーツの場が混在しており、両方とも成果が上がっていないのではないかと。スポーツを楽しみたい子ども達にはハードすぎ、オリンピック選手を目指したい子ども達には、施設が不十分であるとか、指導者が頻繁に変わるなどの不都合がある。(研究者)
- 行政がリーダーシップをとり拠点校を作り、そこで一級のコーチ・トレーナーをつけて施設を整備し、選手強化を行う体制を制度化し、通常の学校は、生涯スポーツの場としてスポーツを楽しめるようにする。そうした二重の仕組みにしていくべきではないか。(研究者)
- 運動部活動については、地域のスポーツクラブが多様になっている一方で、少子化に伴い、活動自体が縮小化している現実もある。例えば、ある児童が小学校の時にバドミントンで全国大会に出場したが、中学校にはバドミントン部がなかったために、県の職員が学校と話をし、練習は地域の総合型クラブで行い、試合は学校の教員が引率するという形でなんとか続けている。中体連の試

合には学校職員の引率がなければ大会に参加ができない所に限界がある。今後は大会参加についての弾力化が求められる。教育委員会としては、学校側に地域の指導力を活かすように話しかけている。(県担当者)

- 全国中学校総合体育大会への参加は、各中学校長の責任の下に実施しており、原点は運動部活動にある。平成20年3月に改訂された中学校学習指導要領の総則に部活動が明確に位置づけられ、運動部活動が重要な学校教育活動として定着することを期待する。(スポーツ団体)
- 外部指導者に運動部活動が学校教育の一環であるとの理解を得ることが課題である。学校管理職は、外部指導者と顧問とのコミュニケーション不足を心配する例が多い。(県担当者)
- 合同運動部での大会参加は可能であるが、地域の「クラブチーム」での大会参加は、責任の所在が不明確であり、時期尚早である。合同運動部の条件は、都道府県によって異なる。今後、都道府県の状況を調査しながら大会参加の在り方を検討する。(スポーツ団体)
- 現在、クラブ単位で中体連の活動へは参加ができない。ここを何とかして欲しい。(民間スポーツクラブ)
- 各学校単位ではなくスポーツクラブに所属している高校生のインターハイへの参加は認めていないが、要望も聞こえており、参加できるような形で検討する予定である。(スポーツ団体)
- 小・中学校の指導者(教員等)に総合型クラブが十分に浸透していないことから理解を得る必要がある。(県担当者)
- 部活動の団体スポーツは、少子化に加えて、小規模化が進行し、チーム編成が困難な場合もあり、総合型クラブとの連携が必要である。(スポーツ団体)

## 5. 競技力の向上

- クラブ育成を含む早期の一貫指導システムを構築し、タレント発掘・育成を実施すべき。(スポーツ団体)
- 限られた資源(金、人、モノ、情報、プログラム等)の戦略的集約と有効活用が最も重要。(研究者)
- エリート選手やエリートスタッフが集中的に活動できるような仕組みが重要。外国人コーチの招聘や、メダル獲得選手に対するチームでの医科学サポート体制などである。(研究者)
- 学校の部活が十分な育成環境にない。年代に応じたトレーニング指導や施設が不足している。地域でのトレーニング体制を充実させることが重要であり、一貫指導の考え方を具体化する必要がある。(県担当者)



- メジャー種目は部活で実施できるが、マイナー種目を行える環境が少ない。部活で難しい種目を総合型クラブで実施できるようにし、地域で育った子ども達を、中央競技団体に繋げて行くシステムを確立してほしい。(県担当者)
- 最新のスポーツ医・科学・情報、トップアスリートの体力データ等の提供など、国立スポーツ科学センター（JISS）と地方との連携システムと、全国のスポーツ医・科学センターを結ぶ情報ネットワークの構築が必要である。(県担当者)
- 強い競技には優秀なコーチが必要。水泳は、スイミングクラブが地域に根付いており、スイミングクラブには指導者がいるので選手が育つ。スイミングクラブが指導者を雇用しており、指導者の裾野が広いので、優秀な指導者が生まれ、優秀な選手が育つ。(民間スポーツクラブ)
- 我が国がメダル至上主義になると個人種目のみに偏重する恐れがあり、メダルを獲得する種目と普及する種目を明確化すべき。(スポーツ団体)

## 6. 競技者のセカンドキャリア

- 国で公的な「セカンドキャリア支援センター」を作り、①引退前の啓発・相談、②企業とのマッチング、③マッチングが成功するまでの経済支援、をセットで提供できないか。(スポーツ団体)
- プロ選手やオリンピック選手が学校を訪問し子ども達を指導する取組は、子ども達のスポーツへの関心を高める上で非常に効果が高い。メダリストに、全国の学校や地域スポーツクラブを巡回してもらったらどうか。(民間企業)
- 金メダリストの生活保障が諸外国と比べ、貧弱な気がする。(民間企業)
- 競技者がトップレベルの場で学んできたことを活用できるよう、受け皿としての雇用が必要。また、教育支援などセカンドキャリアの形成のための体制整備も必要である。(有識者)
- 優秀なスポーツ選手のセカンドキャリア支援の一環として、大学における再教育や新たな指導者の資格付与に関する修業期間の設定や柔軟な教育制度の整備・充実が必要である。(スポーツ団体)
- 選手のセカンドキャリアとして、地域体育館の指導員として雇用できるような体制・制度の整備を行政に望む。(民間スポーツクラブ)
- スポーツキャリアの観点について、契約選手は営業などの業務において非常に頑張っている。人間関係やコミュニケーションスキルの構築の能力は、チームの一員として活動する中で培われてきたものである。このような能力を活かせる環境づくりを進めるべき。(民間企業)

## 7. 企業スポーツ

- チームの一社で「保有」から「支援」に変わった後、キャリア教育支援事業、地域の活性化のための事業等などの地域に根ざした活動で、安易にチームがつぶれないクラブづくりを行ってきた。(企業スポーツクラブ)
- 地域貢献の一環で青少年の健全育成を目的として、地域の子ども主体のチームを定期的に指導している。また、クラブの活動拠点場所はもとより、全国の各地域からの依頼に応え、地域活動に参画している。(企業スポーツクラブ)

## 8. スポーツ施設

- 全市町村で学校開放事業を実施しており、利用可能な時間は既に飽和状態である。これまで既存の利用者が占有しており、新規の利用者が利用できない状態である。(県担当者)
- 学校体育施設は住民の身近なスポーツ施設として非常に有用であるが、少子化による学校の統廃合が始まり、廃校となる学校が出ている。廃校後は、施設の維持管理や改修に要する経費について支援して欲しい。(県担当者)
- 学校施設の共同利用が認められる範囲について、学校教育法には「学校教育上支障がない」という文言しかなく、学校教育が主、社会教育が従、の位置付けになっている。学校施設が積極的に生涯学習及び生涯スポーツのために利用されるための措置を各自治体で講じるとか、条例において、学校運営・施設運営のための学社共同の組織を置き、自分達でルールを作るという制度上の整備が必要である。(研究者)
- 休校を利用して様々な活動をしたいと思っているが、施設の管理者の理解が得られていない。(総合型クラブ)
- 全国各地の公共スポーツ施設を指定管理しているが、指定管理といっても、PFIで整備した新しいスポーツ施設の指定管理となる場合、施設管理面での自由度は高いが、従来、行政が管理してきた施設の場合は、自由度が狭く、両者で実態が大きく異なる。(民間スポーツクラブ)
- スタジアムで真っ先に拡充すべきものは、売店スペースである。現在、給排水設備もなく、ブレーカーも家庭用のものであり、すぐに落ちる。日本のスポーツ施設は、ピッチの芝生など表舞台にはカネをかけ、立派に造るが、売店などの舞台裏にはカネをかけず、お粗末な状態である。(民間企業)

## 9. スポーツ観光・まちづくり・経済効果等

- スポーツ合宿を含めた観光の在り方など、市全体の再生について協議しており、スポーツ大会を誘致したいが、誘致する際の支援制度などがあれば助かる。(市担当者)
- 「サッカーのまちづくり」は、地域の活性化に大きく貢献しているが、なぜサッカーばかりに力を入れるのか、という批判もあり、住民の理解を得るため、全国優勝した地元女子サッカー部に協力いただき、市内の幼稚園等で巡回サッカー教室を実施している。また、緊急雇用対策の一環として、スポーツ推進指導員を雇用している。(市担当者)
- ホームスタジアム近隣には、飲食店が増え、開発が進められ、試合後は観客であふれている。また、高齢化の進展に伴い、サポーターの年齢層も上昇しており、アウェイの試合では、サポーターは、試合後に温泉地や観光地を巡ってから帰ってくる人も多い。(プロスポーツクラブ)
- 市町村合併以前の旧市町の地区対抗駅伝大会は、市としての一体感の醸成に一役買っており、特に高齢者の方は地元チームの応援を非常に楽しみにしている。(市担当者)
- 高校のスポーツ大会に係る市の持ち出しは、約100万円であるのに対し、弁当・宿泊だけでも約1,000万円と10倍の経済効果があった。(市担当者)

## 10. 国体の在り方

- 国体のスキー競技会は重要。国体は、みるスポーツとしても意義があり、地域の活性化にもつながる。現在、地元のモチベーションがやや低下しており、国体の存在意義を高めるべき。(有識者)
- 国体の在り方についての議論があるが、国体があれば現在の施設整備や選手の養成はなかった。全国に通用するトップアスリート育成の基盤は国体を通じて生まれてきたものであり、地方行政を活性化する上でも大きな役割を果たしている。(県担当者)

## 11. 障害者スポーツ

- トリノ・北京パラリンピックに参加した選手は、年間1人111万円の強化費を自己負担しており、海外遠征費、強化合宿費の割合が非常に高い。資金面で支援が必要。国庫補助金の補助率の引き上げを要望する。(スポーツ団体)
- 障害者スポーツをスポーツ庁に一元化することは、諸外国の例を見てもよいし、トップレベル競技者は、福祉レベルで行っていないという意識があるため士気の面でもよいのではないか。(スポーツ団体)

- 障害者のスポーツといっても、パラリンピックの出場者や地域の障害者のスポーツなど障害の段階によって異なり、全てを一緒にするのは困難である。(有識者)

## 1.2. スポーツのガバナンス・コンプライアンス

- ガバナンスやコンプライアンスの確保、セクハラやパワハラ防止のため、スポーツ界に「法の支配」を行き渡らせることをスポーツ団体全体の自律的な仕組みとして実施すべき。「第三者機関」を作り、立入検査ができるような仕組みが考えられ、事後的な紛争処理だけでは不十分である。(スポーツ団体)
- スポーツ団体に補助金交付などはしているが、そのベースにレギュレーションがないので、それを作っていくことが必要である。例えば、アメリカの統括団体の要件は、法律で規定されている。(スポーツ団体)
- スポーツ界の紛争は裁判で解決できないので、第三者機関による公平な紛争処理の仕組みが必要。当事者の合意で持ち込まれて初めて動くという限界があり、第三者機関の維持には相応の費用もかかる。(スポーツ団体)
- 日本の競技団体(NF)では、国際競技連盟(IF)に出す人を育てていない。(有識者)
- NFは、組織がアマチュアである。選手を終わった時のことを考えて人材育成をすべき。在外研修に行ったが本制度は本当に良い。本制度を拡充するとともに、帰国してからの研修内容をチェックすべき。(有識者)

## 1.3. ドーピング防止活動

- アンチ・ドーピング活動はスポーツ立国戦略を考える上で非常に重要である。(スポーツ団体)
- 競技外検査のときの採血をだれが行うのか、未成年者への対応といった課題がある。(スポーツ団体)

## 1.4. スポーツ振興財源

- スポーツに関するNPO法人等へ寄附した場合の税制優遇措置を検討して欲しい。(有識者)
- 国費、スポーツ振興基金、スポーツ振興くじの窓口を一元化し、その活用の裁量も一任すべき。(スポーツ団体)
- 国庫補助、基金などの補助率について、100%補助が望ましく、厳しい場合でも90%以上の補助を設定すべき。(スポーツ団体)

## 1.5. スポーツ基本法

- スポーツ基本法を根拠づけるスポーツ政策の根本理念は、人間の身体面からの幸福の追求と、身体活動及びスポーツを通じた人間と社会の健全で持続可能な発達に定めるべき。(研究者)
- スポーツ基本法の理念として、「スポーツ権」の保障、スポーツ団体の権利と義務、スポーツの安全、環境の整備等を規定することが必要である。(研究者)
- スポーツをする権利をスポーツ基本法に盛り込むことにより、障害者のスポーツも含め、様々な人々に多様なスポーツをすることをカバーできるのではないか。(県担当者)
- ガバナンスやコンプライアンスの確保、セクハラやパワハラの防止のため、スポーツ界に「人の支配」ではなく「法の支配」を行き渡らせるスポーツ団体全体の自律的な仕組みを法律的に後押しすべき。【再掲】(スポーツ団体)
- スポーツ界の紛争は裁判で解決できないので、第三者機関による公平な紛争処理の仕組みが必要。【再掲】(スポーツ団体)
- スポーツ基本法のテーマとしては、身近なスポーツ施設の整備、指導者の養成と活動の場の確保、プログラムの充実が必要である。国民体育大会と総合型地域スポーツクラブへの支援についても言及して欲しい。(スポーツ団体)
- スポーツ基本法には、地域スポーツの推進役としての体育指導委員を明確に位置づけて欲しい。【再掲】(スポーツ団体・総合型クラブ)
- スポーツ基本法やスポーツ立国戦略には、行政の財政的な責任にまで踏み込んで盛り込んでいただきたい。(県担当者)

## 1.6. その他

- 子どもから高齢者まで、世界には5,000万人、国内には300万人を超す愛好者があり、武道は日本の評価を高めており、「国民皆武道」こそが日本再生の道である。(スポーツ団体)
- 自然スポーツ、野外活動の振興、持続可能なスポーツ開発などについて、統一した政策を実施していくべき。(研究者)
- スポーツを通じた国際交流の促進について、積極的に政策を策定すべき。(研究者)
- 我が国においては、スポーツ政策立案の基盤となるスポーツ関係調査が不足。例えば JISS にスポーツ政策部を設立し、様々なスポーツ人口調査や政策評価の調査研究を蓄積することが必要である。(研究者)

- 健康状態を改善するために運動する人への行政支援は手厚いが、健康保持のため運動している人への支援は少ない。そのことに対し、インセンティブを付与することが必要である。(民間スポーツクラブ)
- 地域で行われている運動指導は、いまだ経験に基づいて行われている部分が大きく、IT化が進んでいない。継続的に地域で運動を続けていくことにより、医療費にも統計的に差が出てくる。ソフト面も含めたインフラ整備が必要である。(研究者)
- これまでの健康施策は健康部門単独で行われてきたが、健康とは食育、体力、リテラシー、住環境、教育や収入レベル、あるいは交通網といった様々な要因が関係。総合的な施策が必要である。(研究者)
- 人間の体力は30歳頃にピークを迎えた後、低下していく。50歳頃までの低下は緩やかであるが、50歳以降は1年間に1%、10年間で10%の勢いで低下する。体力が一定のレベルを下回ると体が健康でも歩行ができなくなるが、そのレベルに早く到達してしまう人が増えることを意味している。高齢社会対策として、日常生活が何歳でも維持でき、社会参加が可能であるという「生活機能の維持」の概念が非常に重要である。(研究者)
- 会員の年齢層が高くなってきており、5年前は60歳以上の会員は全体の約1割であったが、現在は2割と5年間で倍増。以前は問題にならなかったが、バリアフリー対策に追われている。(民間スポーツクラブ)